

【重要なお知らせ】パスポートの更新についてのご案内メールの配信を開始します

○在留邦人の皆様に余裕を持ってパスポートの更新を行っていただけるよう、9月13日（土）（日本時間）から、在留届を提出された方に対し、パスポートの有効期間の満了日が近付いてきた際にご案内メールを送付するサービスを新たに開始します。

○ご案内メールを送付するタイミングは、有効期間満了日の365日前、180日前、90日前、60日前です。

○なお、同居家族として届け出られている方のパスポートの有効期間満了日が近付いてきた際には、ご本人に加え、在留届の筆頭者の方宛てにもメールでお知らせします。

○このサービス開始の機会に、以下についてご確認くださいませようお願いします。

1. 在留届のパスポートの登録状況の確認

在留届にパスポートの有効期間満了日が登録されていない場合には、上記のご案内メールを送付することができません。ご家族の分を含め、在留届にパスポートの有効期間満了日をご登録ください。

また、この機会に、在留届に登録されているパスポート番号、住所、電話番号、本籍等についても、最新の情報が登録されているかご確認くださいませようお願いします。

2. 書面で在留届を提出された方へのご案内

書面で在留届を提出された方は、ご自身でパスポート番号の修正や有効期間満了日の登録ができませんので、新たにオンラインでの在留届の提出をお願いします。オンラインでの在留届の提出ができない方は、氏名・生年月日・パスポート番号及び有効期間満了日を当館在留届係（zairyu@sr.mofa.go.jp）までメールにてご連絡ください。

○オンライン在留届：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

オンラインで在留届を提出いただくと、パスポートや証明に関する手続きをオンラインで行うことができますので、これを機会にぜひオンライン在留届への切替えをご検討ください。

なお、既に書面で在留届を提出された方が新たにオンラインで在留届を提出した場合には、書面の在留届の受付日を新たなオンライン在留届に転記することができます。受付日の転記を希望される方は、当館在留届係（zairyu@sr.mofa.go.jp）までメールにてご連絡ください。

3. パスポート情報の自動更新についてのお知らせ

パスポートを更新した場合には、在留届で届出済みのパスポート番号及び有効期間満了日が自動的に新しいものに更新されます。

ただし、誤ったパスポート番号が登録されていると自動更新されませんので、ご注意ください。